

改正

平成17年3月29日条例第28号

平成21年3月30日条例第15号

平成26年12月25日条例第50号

平成29年10月6日条例第26号

令和2年3月31日条例第13号

五島市奨学資金貸与条例

(趣旨)

第1条 この条例は、向学心に燃える優秀な学生及び生徒で経済的な理由により修学困難な者に対して学資を貸与し、有為な人材を育成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の資格)

第2条 この条例により、奨学資金を貸与される学生及び生徒（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 五島市内に住所を有する者又はその子弟であること。
- (2) 高等学校、大学（短期大学を含む。以下同じ。）、高等専門学校又は専修学校（専門課程であつて、修了者に専門士又は高度専門士の称号が付与されるものに限る。以下同じ。）に在学し、人物及び学業成績がともに優れていること。
- (3) 学資の支弁が困難であると認められること。

(奨学資金の額及び奨学生の数)

第3条 奨学資金の額及び奨学生の数は、毎年、次の区分により、本人の希望、家庭の事情等を考慮し、決定する。ただし、独立行政法人日本学生支援機構の奨学資金の貸与を受けている奨学生に対しては、次に掲げる額から当該貸与額を差し引いた額を貸与する。

- (1) 高等学校に在学する者 月額23,000円以内 20人以内
- (2) 大学、高等専門学校又は専修学校に在学する者 月額4万円以内 35人以内

(貸与期間)

第4条 奨学資金を貸与する期間は、その学校における正規の修学期間とする。

(願出の手続)

第5条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、毎年4月30日までに、奨学生願書に次に掲げる書

類を添え、在学中の中学校、高等学校、高等専門学校若しくは専修学校の校長又は大学の学長を経て市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
 - (2) 学業成績証明書
 - (3) 入学証明書又は在学証明書
 - (4) 主たる扶養者の所得証明書
- (予約の手続)

第5条の2 翌年度からの奨学資金の貸与を予約しようとする者（以下「予約申請者」という。）

は、毎年10月1日から11月30日までに、奨学生予約願書に次に掲げる書類を添え、在学中の中学校、高等学校、高等専門学校若しくは専修学校の校長又は大学の学長を経て市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
 - (2) 学業成績証明書
 - (3) 主たる扶養者の所得証明書
- (奨学生予定者の決定)

第5条の3 奨学生予定者（奨学資金の貸与を予約することを市長が認めた者をいう。以下同じ。）

は、五島市奨学生審議委員会の選考を経て、市長が決定する。

(奨学生予定者決定の通知)

第5条の4 市長は、予約申請者を奨学生予定者に決定したときは、その旨を文書により本人に通知する。

- 2 前項の規定による通知を受けた者は、進学後、速やかに連帯保証人と連署した誓約書及び入学証明書又は在学証明書を在学中の高等学校、高等専門学校若しくは専修学校の校長（以下「校長」という。）又は大学の学長（以下「学長」という。）を経て市長に提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生は、五島市奨学生審議委員会の選考を経て、市長が決定する。ただし、奨学生予定者である者を奨学生に決定する場合は、五島市奨学生審議委員会の選考を省略することができる。

(奨学生決定の通知)

第7条 市長は、奨学生を決定したときは、奨学生決定通知書により校長又は学長を経て本人に通知する。

- 2 前項の奨学生決定通知書を受けた者は、その日から20日以内に連帯保証人と連署の上、誓約書

を校長又は学長を経て市長に提出しなければならない。ただし、第5条の4第2項の規定により既に当該書類を提出している場合は、当該書類の提出を省略することができる。

(連帯保証人)

第8条 連帯保証人は、五島市内に住所を有する成年者で、独立の生計を営み、かつ、奨学資金返還の場合にその債務を保証できる者で、市長が適当と認めるものでなければならない。

(在学証明書の提出)

第9条 奨学生は、毎学年始めには、在学証明書を市長に提出しなければならない。

(奨学資金の交付)

第10条 奨学資金は、毎年度4月から9月までの分を4月（奨学生（奨学生予定者であった者を除く。）に決定された年度にあつては、6月）に、10月から翌年の3月までの分を10月に交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(奨学資金の停止)

第11条 市長は、奨学生が休学したときは、その期間奨学資金の貸与を停止する。

(奨学資金の廃止)

第12条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学資金の貸与を廃止する。

- (1) 死亡し、又は退学したとき。
- (2) 傷病により卒業の見込みがないとき。
- (3) 学業成績又は操行が不良であるとき。
- (4) 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。
- (5) その他奨学生として適当でないことを認めるとき。

(奨学資金借用証書の提出)

第13条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、在学中に貸与を受けた奨学資金の全額について連帯保証人と連署の上、奨学資金借用証書を校長又は学長を経て直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 卒業し、若しくは修了し、又は奨学資金の貸与期間が終了したとき。
- (2) 奨学資金の貸与を廃止されたとき。

(届出)

第14条 奨学生及び奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当する異動があった場合には、速やかに校長又は学長を経て市長に届け出なければならない。この場合において、本人が届け出

ることができないときは、連帯保証人が届け出なければならない。

- (1) 休学し、復学し、転学し、退学し、又は卒業したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 本人又は連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があったとき。
- (4) 奨学資金を辞退しようとするとき。

(奨学資金の返還)

第15条 奨学資金は、貸与期間が終了した月の翌月から起算して1年を経過した後から貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に月賦又は年賦で返還しなければならない。

2 前項の奨学資金は、その全額又は数月分をまとめて返還することができる。

(無利息)

第16条 奨学資金には、利息は付けない。

(奨学資金返還の猶予)

第17条 市長は、奨学生であった者が高等学校、大学、大学院、高等専門学校若しくは専修学校に在学する場合又は災害、負傷、病気その他やむを得ない理由により奨学資金を返還することが困難であると認める場合には、その在学する期間又はその理由が継続する期間、奨学資金の返還を猶予することができる。

(奨学資金返還の免除)

第18条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、五島市奨学生審議委員会の審議を経て、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 重度障害の状態となったとき。
- (3) 精神又は身体の機能に障害を残し、労働能力を喪失したとき。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第22条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

- 3 施行日以後最初に招集すべき委員会の会議は、第24条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。
- 4 施行日前に、福江市奨学資金条例（昭和32年福江市条例第14号）、玉之浦町修学資金貸付条例（昭和27年玉之浦町条例第6号）、三井楽町奨学資金設置貸与条例（昭和27年三井楽町条例第4号）、岐宿町奨学資金貸付条例（昭和34年岐宿町条例第2号）又は奈留町奨学資金貸付基金条例（昭和39年奈留町条例第9号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 承継前の財団法人富江町育英会奨学資金貸与規程（以下「育英会規程」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 6 合併前の条例又は育英会規程の規定により貸付決定された奨学資金の取扱いについては、その償還が完了するまでの間、なお合併前の条例又は育英会規程の例によるものとする。

附 則（平成17年3月29日条例第28号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第21条第1号の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の第20条第2項、第21条各号列記以外の部分、第24条第1項及び附則第3項の規定は、平成16年8月1日から適用する。

附 則（平成21年3月30日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に決定される奨学資金を貸与される学生及び生徒について適用し、同日前に決定された奨学資金を貸与される学生及び生徒については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月25日条例第50号）

この条例は、平成27年1月9日から施行する。

附 則（平成29年10月6日条例第26号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の五島市奨学資金貸与条例（以下「旧奨学資金貸与条例」という。）第21条の規定により委嘱された五島市奨学生審議委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。
この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧奨学資金貸与条例第21条の規定により委嘱された五島市奨学生審議委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧奨学資金貸与条例第23条の規定に基づき選任された五島市奨学生審議委員会の会長である者又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、第5条第1項の規定により会長又は副会長として選任されたものとみなす。

附 則（令和2年3月31日条例第13号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。